

国際司法裁判所
判決、勸告的意見及び命令報告集
アハマドゥ・サディオ・ディアロに関する事件
(ギニア共和国 対 コンゴ民主共和国)
2010年11月30日判決

(略)

75. 規約9条1項及び2項の規定は次のとおりである：

“1. すべての者は、身体の自由及び安全についての権利を有する。何人も、恣意的に逮捕され又は抑留されない。何人も、法律で定める理由及び手続によらない限り、その自由を奪われない。”

“2. 逮捕される者は、逮捕の時にその理由を告げられるものとし、自己に対する被疑事実を速やかに告げられる。”

アフリカ憲章6条は次のとおり規定する。

“すべての個人は、身体の自由及び安全に対する権利を有する。いかなる者も、法律によってあらかじめ定められた理由及び条件によらなければ、その自由を奪われることはない。特に、いかなる者も、恣意的に逮捕又は抑留されることはない。”

76. ギニアによれば、上記規定について、ディアロ氏が追放処分執行の目的で1995年から1996年にかけて逮捕・抑留された際に、いくつかの理由から違反があった。

第1に、彼が受けた自由の剥奪は、規約9条1項のいう「法律によってあらかじめ定められた理由及び条件によって」、またはアフリカ憲章6条のいう「法律によってあらかじめ定められた条件」に基づいて行われたものではなかった。

第2に、それらの自由の剥奪は、これらの規定における「恣意的」なものであった。

第3に、ディアロ氏は、逮捕の時に、その逮捕の理由を知らされず、また、自己に対する容疑も知らされなかった。これは規約9条2項の違反を構成する。

裁判所は、これらの主張がそれぞれ根拠があるかどうかを順に検討する。

77. まず、一般的な注釈を加える必要がある。規約9条1項及び2項の規定と、アフリカ憲章6条の規定は、原則として、その法的根拠及び追求される目的が何であれ、公的機関によって決定され実行されるあらゆる形態の逮捕又は抑留に適用される（この点に関し、規約については、自由権規約委員会の身体の自由及び安全に対する権利に関する1982年6月30日付け一般的意見8号（自由権規約委員会、CCPR 一般的意見8号：第9条（身体の自由及び安全に対する権利）を参照のこと）。したがって、これらの規定の適用範囲は刑事手続に限定されず、個人の自由を剥奪する措置、例えば、行政手続の文脈において採られる個人の自由を剥奪する措置、例えば、国家領域からの外国人の強制退去を実行するために必要となる可能性のある措置にも原則として適用されるのである。後者の場合、当該措置が国内法によって「追放」または「送還」のどちらで特徴づけられるかはほとんど重要ではない。この立場が異なるのは、規約9条2項の、逮捕された者が「被疑事実を告げられる」という要件についてのみであり、この要件は刑事手続の文脈でのみ意味を持つ。

78. 裁判所は次に、ギニアの3つの主張のうち最初のもの、すなわち、ディアロ氏の逮捕及び抑留がコンゴ民主共和国の法律の要件に従っていなかったという主張に移る。まず、1995年11月5日のディアロ氏の逮捕と1996年1月10日までの抑留（上記パラグラフ58を参照）は、1995年10月31日に彼に対して発せられた退去処分の実行を可能にすることを目的としていたことに留意すべきである。遅くとも1996年1月25日の2度目の逮捕の目的もその処分を実行するためのものであった。彼が実際に追放された日である1996年1月31日にディアロ氏に交付された通知にあった「不法滞在」を理由とする「送還」の記載は、コンゴ民主共和国が認めているように、明らかに誤りであった。
79. ディアロ氏の逮捕及び抑留同時に施行されていた、入国管理に関する1983年9月12日立法命令15条は、退去処分の「執行を免れそう」な外国人は、最初の48時間の拘禁を受け、それは「48時間ごとに延長されることができ、8日を超えてはならない」と規定していた。裁判所は、ディアロ氏の逮捕及び抑留がこれらの規定に従っていなかったと判断する。コンゴ民主共和国の当局が、ディアロ氏が退去処分の「執行を免れそう」であるかどうか、したがって彼を抑留する必要があるかどうかを判断しようとした証拠はない。彼が1996年1月10日に釈放された後、退去を免れようとしなかったという事実は、彼の抑留が必要でなかったことを示唆している。彼の抑留の全期間、すなわち最初の逮捕後に続く66日間及び2度目の逮捕後に続く少なくとも6日間は、15条によって許された最長期間を大幅に超えていた。さらに、コンゴ民主共和国は、抑留が同規定によって義務付けられているように48時間ごとに審査されたことを示す証拠を提出していない。
80. 裁判所はさらに、上記の第2の主張（上記パラグラフ76を参照）について、ディアロ氏の逮捕及び抑留が、規約9条1項及びアフリカ憲章6条のいう「恣意的」なものであったと判断する。
81. 確かに、原則として、権限ある当局によって出された退去決定を実行することを目的とした逮捕又は抑留は、たとえ退去決定の適法性が問題となる可能性があるとしても、上記規定のいう「恣意的」なものとして特徴づけられることはない。したがって、1995年10月31日の処分が、裁判所が規約13条及びアフリカ憲章12条4項に関して上記で指摘したように、いくつかの点において「法に従って」発せられていなかったという事実は、その処分を実行することを目的とした逮捕及び抑留を、規約9条1項及びアフリカ憲章6条のいう「恣意的」なものであったとするには十分でない。
82. しかしながら、ここでは、ディアロ氏の抑留（訳注：の正当性）を汚した違反の数及びその重大性を考慮に入れなければならない。上記で指摘したように、彼は特に長期間拘束され、当局は彼の抑留が必要であるかどうかを確かめようとしなかったようである。
- さらに裁判所は、処分自体が上記で指摘したように（パラグラフ72を参照）十分に明確な理由付けがされていなかっただけでなく、この手続全体を通じて、コンゴ民主共和国がディアロ氏の退去処分に対して説得力のある根拠となり得る理由を提供できていないことを認定せざるを得ない。ディアロ氏に対しては「汚職」やその他の犯罪行為の申し立てがなされているが、これらの主張を裏付ける具体的な証拠は裁判所に提示されていない

い。これらの告発は、裁判所でのいかなる手続にも発展しておらず、ましてや有罪判決に至っていない。さらに、ディアロ氏の追放と、彼が自身の会社に対し、とりわけザイール国または国が資本の実質的な部分を保有する会社が負っていると信じる負債を回収しようとし、その目的で民事裁判所に訴訟を提起していたという事実との間に、関連性を見出さないことは困難である。このような状況下では、正当化する余地のない退去措置を実行することを目的とした逮捕及び抑留は、規約 9 条 1 項及びアフリカ憲章 6 条のいう「恣意的」なものとして特徴づけられるしかない。

83. 最後に、裁判所は、規約 0 条 2 項に関する主張に移る。(後略)

(翻訳 浦城知子)